

IT マッチング協会 会則

第1章 総則

第1条（名称）

この協会は、IT マッチング協会（以下、「協会」という。）と称し、英文表記を、Information Technology Matching association とし、略称を ITMA とする。

第2条（事務局）

この協会の運営・事務処理を円滑に処理するため、運営事務局（運営会社）を、株式会社 acro-one（東京都中央区日本橋本町4-8-15 ネオカワイビル6階）内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この協会は、世界経済の円滑な活動に資することを目的としたシステム開発会社に対して、開発案件情報や開発人材情報及び IT 商材等の情報を提供することにより、世界経済の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

この協会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) システムを用いた案件情報と人材情報及び IT 商材等の情報の提供
- 2) 会合の開催を通じた会員の情報交換会の開催
- 3) その他この協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条（入会）

会員は、法人のみとする。入会しようとする法人は、所定の入会申請手続きを行い、協会の審査・承認を得なければならない。

- 2) 協会は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに通知しなければならない。

第6条（申し込みの拒絶）

1、協会は次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約の申し込みを承諾しないことがある。尚、申込者は、その決定に異議を申し立てないこととし、当社は、申し込みを拒絶した理由を開示する義務を負わないものとする。

- 1) 申込者が本契約に違反して当協会の提供するサービスを利用することが予想される場合
- 2) 申込者が当協会に対して負担する何らかの債務の履行について現に遅滞が生じている場合、又は過去において遅滞が生じたことがある場合

- 3) 当協会及び会員に対して虚偽の事実を通知した場合
- 4) 申込者が反社会的な団体である場合、又は反社会的な団体の構成員である場合
- 5) 当協会の業務遂行上、又は技術上著しい困難がある場合
- 6) 前各号に定める場合のほか、当協会が業務を遂行する上で支障がある場合、又は支障の生じる恐れがある場合

第7条（最低在籍期間）

当協会会員の最低在籍期間は、1ヶ月とする。

第8条（権利等の譲渡禁止）

会員は、当協会から提供を受ける権利及び利用契約上の地位を第三者に譲渡し又は承継させることはできない。但し、会員である法人が合併又は会社分割、営業譲渡などにより会員たる地位が承継されたときは、第10条の定めに従うものとする。

第9条（通知）

会員は、合併、組織変更、減資、解散、営業の譲渡又はその他本会則にかかる取引に影響を及ぼす恐れのある時は、事前に当社に通知するものとする。

第10条（地位の継承）

- 1、会員である法人が合併、又は会社分割、営業譲渡等により会員の地位の継承があった場合、継承先の法人は継承したことを証明する書類を添えて、継承の日から30日以内にその旨を当協会に通知しなければならない。
- 2、当協会が地位の継承を承諾しない場合、当協会はその通知受領後1ヶ月以内に、当該承継法人に通知をしてすべての権利等を解除することができるものとする。
- 3、継承した法人は、一切の債務を継承するものとする。

第11条（名称等の変更）

会員は、次の各号に変更があった場合、そのことを速やかに当社に通知するものとする。

- 1、名称
- 2、住所
- 3、代表者名
- 4、連絡先電話番号及びFAX番号
- 5、連絡先担当者名及び電子メールアドレス
- 6、会員のホームページアドレス

第12条（退会、契約の解除）

- 1、退会（契約の解除）を希望する会員は、当協会に解約を通知する。
- 2、当協会との解約日は、当協会が解約の承認した後に到来する期間満了日とする。
- 3、当協会は、当協会の提供するサービスの利用を停止された会員が、提供の停止期間中にその

サービスの停止の理由となる事実を解消しない場合には、退会を通知することがある。

4、当協会は、前項の規定により退会させる場合には、あらかじめその旨を会員に通知する。

5、当協会が行う利用契約の解除に伴って、会員が被ったいかなる損害についても、当協会は一切の責任を負わないものとする。

第13条（サーバー設置環境）

1、当協会が提供するサービスを提供するサーバーは、当協会が契約するデータセンターに設置し、インターネット経由でアクセスする。

2、インターネットへの接続環境は会員にて用意する。

第14条（サービスの開始）

1、当協会が提供するサービスの開始にあたっては、会員申込から当社へ必要事項を通知後、当協会の申込承諾により決定する。

2、会員は前項の申込をもって当協会が提供するサービスの内容を確認したものとする。

第15条（会費）

会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費金額により、マッチングシステム及び情報交換会の利用プラン設定があり、各々の運営は、別に定める「運用ルール」に基づくこととする。

第16条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1、退会届の提出をしたとき

2、会員である法人が消滅したとき（解散、破産等）

3、継続して2ヶ月以上会費を滞納したとき

4、除名されたとき

第17条（退会）

会員は、退会届を1ヶ月前までに書面により当協会に提出して、任意に退会することができる。

第18条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1、この会則に違反したとき

2、この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第19条（抛出金品の不返還）

既に納入した会費は、返還しない。

第4章 会則の変更、解散

第20条（会則の変更）

この協会の会則変更は、運営事務局によってなされる。

- 1、目的
- 2、名称
- 3、主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- 4、会員の資格の得喪に関する事項
- 5、解散に関する事項
- 6、会則の変更に関する事項

第21条（解散）

この協会は、次に掲げる事由により解散する。

- 1、目的とする事業の成功の不能
- 2、会員の欠亡
- 3、合併
- 4、前項第1号の事由によりこの協会が解散するときは、運営事務局の判断によりなされる。

第22条（合併）

この協会が合併しようとするときは、運営事務局の判断によりなされる。

第23条（準拠法）

会則の解釈、適用、履行については、特段の定めがない限り、日本法を適用する。

第24条（協議事項）

この会則に定めのない事項又は利用契約の履行に疑義が生じた場合は、会員と当協会の双方で協議の上、円満に解決を図るものとする。

第25条（合意管轄裁判所）

会員及び当協会は、話し合いによって解決し得なかった紛争を法的に解決するにあたっては、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意するものとする。

制定日 2024年8月1日

IT マッチング協会 “運用ルール”

IT マッチング協会は、確実性の高い情報を交換し合い、営業の効率化と取引の円滑化を図る目的で、定期的に“情報交換会”を開催しております。また、案件情報と人材情報のマッチングシステム“one”を利用料金に応じたサービスにてご利用いただくことができます。それぞれ、下記、運用ルールを明記致しますので、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1、“情報交換会”及び“マッチングシステム”プラン別利用内容及び利用料について

1) プラン一覧表

情報交換会参加回数

利用料金(月額)	FREEプラン	BEGINNERプラン	SILVERプラン	GOLDプラン	PLATINUMプラン	SlerプランA	SlerプランB
月1回情報交換会	初回のみ	初回のみ	可	可	可	可	可
週1回情報交換会	—	—	—	—	可	可	可
備考	可(注1)	可(注1)	—	—	—	可(注2)	可(注3)

注1) 新規申込の会員にかぎる

注2) 社員数501名以上の企業様のみ申し込み可能です

注3) 社員数300～500名の企業様のみ申し込み可能です

マッチングシステム利用料金

利用料金(月額)	FREEプラン	BEGINNERプラン	SILVERプラン	GOLDプラン	PLATINUMプラン	SlerプランA	SlerプランB
初期費用	無料						
サービス料金	¥0	¥3,000	¥6,000	¥10,000	¥12,000	¥50,000	¥25,000
ユーザー数	1人	5人	15人	20人	25人	50人	25人
メール配信数 (超過の場合は、0.2円/通)	月1回のみ	5,000通	15,000通	20,000通	25,000通	100,000通	50,000通

2) 入会金・会費について

入会金はありません。会費は、上記プラン一覧表をご確認ください。

3) お支払い方法について

お支払いは下記2種類よりお選びいただけます。尚、振込口座は、下記の通りです。

振込口座 リそな銀行室町支店（普通）4069003 株式会社 acro-one カ) アクロワン

① 年払い

入会した月を含む12ヶ月分を、入会した月の翌月末日までにお支払いください。

例1) 4月入会の場合・・・4月～翌年3月までの分を5月末までにお支払い

例2) 10月入会の場合・・・10月～翌年9月までの分を11月末までにお支払い

② 半年払い

入会した月を含む6ヶ月分を、入会した月の翌月末日までにお支払いください。

例 1) 4 月入会の場合・・・4 月～9 月分を 5 月末までにお支払い

例 2) 10 月入会の場合・・・10 月～3 月分を 11 月末までにお支払い

③ 毎月払い → 翌月末迄にお振込みをお願い致します。

例) 4 月入会の場合・・・4 月分を、5 月末までにお支払い

4) プランの変更

① 会員は、Web サイトに記載された変更申込手順に従い、プラン内容の変更を請求できる。

② プランの変更請求があった場合、当協会がその請求を承諾しないことがある。

③ プラン利用料金は、予告なく変更することがある。当協会は、プラン料金を変更する場合、変更の 1 ヶ月前までに、会員に通知するものとする。

2、情報交換会について

1) 開催日程について

毎週木曜日開催と月 1 回の開催となります。※毎週開催日が祝日の場合又は、お盆と年末年始については、別途ご案内させていただきます。

2) 発表する情報について

案件情報は高確度の案件、要員情報は各会員企業様が管理できる技術者の提案をお願い致します。

3) 引き合いについて

お問い合わせに関しては、情報提供者へ直接お問い合わせください。面接結果は、双方共に、早めに返答をお願いします。

4) 会員情報変更・その他お問合せについて

IT マッチング協会事務局

アドレス： partners@it-matching.com

TEL: 03-6265-1116

3、名刺交換会について

1) 参加要件

会員はもちろんのこと、非会員の法人様も参加できます。

2) 開催日程について
不定期開催となります。

3) 名刺の取り扱いについて
名刺情報は、情報交換会及びマッチングシステムの紹介並びに当協会からの有益な情報通知等に利用させていただきます。

4、マッチングシステム“one”利用について

会員が、“one”を利用する際には、別添の“one サービス利用約款”をよく読み、同意した上でご利用ください。

one サービス利用約款

この利用約款（以下、「本約款」という。）は、株式会社 acro-one（以下「当社」という。）が、IT マッチング協会（以下、「協会」という。）に対して、このウェブサイト上で提供するサービスの利用条件を定めるものとする。IT マッチング協会の会員は、（以下、「会員」という。）は、本約款に従って、本サービスを利用するものとする。

第1条（利用約款の適用）

- 1、当社は、本約款に基づき、one サービス（以下「本サービス」という）を「会員」に提供する。
- 2、本約款は、当社が、提供する本サービスの利用を目的とする契約（以下「利用契約」という。）の内容及びその申し込み方法等について定める。
- 3、会員は、本約款を順守して本サービスを受けるものとする。

第2条（利用約款の変更）

当社は、会員の承諾無くこの約款を変更することがある。約款が変更された後の本サービスに係る提供条件は、変更後の約款による。尚、当社は会員に不利益となる約款の変更については1ヶ月前に、それ以外の約款の変更については、一定の予告期間をもって、当社が適切と判断する方法で会員に事前に通知する。

第3条（サービスの利用期間）

本サービスは、サービスの開始日から提供するが、契約上の利用期間起算日は利用申込に対して当社がこれを承諾した日とする。

第4条（利用契約の申込み）

利用契約の申し込みに際しては、本約款のすべての内容を承諾したものとする。

第5条（管理機能の提供）

- 1、当社は、本サービス利用の際に必要な管理機能を提供する。
- 2、前項の管理機能における設定内容についてはサポート対象外となり、会員自身において運用管理するものとする。

第6条（ID 及びパスワードの管理）

- 1、会員は、ID 及びパスワードについて全面的な管理責任を負うものとする。

- 2、会員は、ID 及びパスワードを第三者（会員の代表管理者以外）に利用させてはいけない。
- 3、会員は、ID 及びパスワードが窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとする。ID 又はパスワードが窃用され、又は第三者に利用されたことによる損害は会員の負担とし、当社は責任を負わない。

第7条（サービスの停止）

- 1、当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することがある。
 - 1) 申込にあたっての虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - 2) 本サービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障（設備やデータ等々の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき
 - 3) この約款及び利用契約に違反する行為で、当社の業務の遂行に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき
 - 4) 会員が、仮差押、差押、破産、民事再生法、会社更生法等の申立をし、又はこれを受けたとき
 - 5) 法令に違反し又は公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき又はそのおそれがあるとき
 - 6) その他、当社が不適切と判断するとき
- 2、当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止しようとするときは、予めその理由、停止時期及び停止期間を会員に通知する。但し、当社が緊急に本サービスの提供を停止する必要があると判断する場合は、直ちに本サービスの提供を停止することができる。この場合、当社は会員に対して、サービス停止後にその理由、停止日及び停止期間を通知する。

第8条（サービスの中止）

- 1、当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を中止することがある。
 - 1) 当社の指定したデータセンターがサービスの提供を中止することにより本サービスの提供を行うことが困難になったとき
 - 2) その他当社がやむを得ないものと認める事由があるとき
- 2、当社は前項の規定により本サービスの提供を中止する場合は事前に、その理由、中止期日及び中止期間を会員に通知する。但し緊急やむを得ないときは、この限りではない。尚、これにより会員に損害が発生した場合当社は一切の責任を負わない。

第9条（サービス開始の遅延）

- 1、当社は、次の各号に該当する場合には、本サービスの開始時期を当社が通知する利用開始日より遅らせる場合がある。
 - 1) 当社の指定したデータセンターが提供するサービスの提供に遅延が生じた場合
 - 2) その他当社がやむを得ないものと認める事由があるとき
- 2、前項の規定により、本サービスの開始時期を遅らせる場合は、当社は、当社が適当と認める

方法で会員に対しその旨を通知する。

第10条（サービス利用の制限）

- 1、当社は、天災地変、その他の緊急事態の発生により、本サービスの一部又は全部を利用することが出来なくなった場合若しくはそのおそれがある場合は、本サービスの利用を制限或いは中止する場合がある。
- 2、本サービスを利用の会員は本サービスの提供に関わる設備に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとする。このような行為があった場合、当社は会員の利用を制限するとともに、会員に対して損害賠償請求をすることがある。

第11条（サービスの内容の変更・廃止）

当社は都合により、本サービス若しくは特定のサービスの全部若しくは一部を変更又は廃止することがある。廃止する場合、当社は会員に対し廃止の1ヶ月前迄にその旨を通知する。但し、当社が緊急と判断する場合においてはその限りではない。尚、これにより会員に損害が発生した場合当社は一切の責任を負わない。

第12条（データー保障）

- 1、会員は、本サービスにおいて提供、作成するデーター等については、自らの責任で同一のデーター等をバックアップとして保存しておくものとし、当社はかかるデーター等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わない。尚、本サービスのデーターベースに保存されているデーター（過去1年を超えるもの）は、リニューアルやメンテナンスの際に抹消されることがある。

第13条（ソフトウェアの著作権等）

- 会員に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報（以下「ソフトウェア等」といいます。）については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社が所有する。
- 2、会員は、ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできない。

第14条（契約終了後のデーターの取り扱い）

本サービスの利用契約が終了した場合、当社は、サーバー内のデーターを削除する。これによる会員の直接及び間接の損失、損害等に対して、当社はいかなる責任も負わないものとする。

第15条（自己責任の原則）

- 1、会員は本サービス内における一切の行為及びその結果について、当該行為を自己でなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとする。
- 2、当社は会員が本サービス内に登録したデーターにつき、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとする。
- 3、会員は本サービスによって提供されるサービスを通じて会員が発信した情報について一切の

責任を負うものとし、当社に対していかなる迷惑及び損害を与えないものとし、会員が発信した情報により当社が損害を蒙った場合にはその損害を賠償するものとする。

4、会員が本サービスによって提供されるサービスの利用に関して、当社の他のユーザー若しくは第三者に対して損害を与えた場合、自己の費用負担と責任において当該損害を賠償するものとし、当社は一切の責任を負わないものとする。

5、会員は本サービスの利用及びこれに伴う行為に関して、第三者より問合せ、クレーム等が通知された場合及び第三者との間で紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれら进行处理するものとし、当社は一切の責任を負わないものとする。

第16条（ソフトウェア等の管理）

会員は本サービスの提供に関し、当社が会員に提供するソフトウェアについて、次の各号の条件を守るものとする。

- 1) 会員は、ソフトウェアを第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと
- 2) ソフトウェアを善良な管理者の注意をもって管理すること
- 3) ソフトウェアの利用に関し、第13条（ソフトウェアの著作権等）の規定を遵守すること

第17条（電子メールによる応答義務）

1、会員は、常に当社からの電子メールが、会員が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答を行うものとする。

2、当社は会員に対し、有益と思われるサービスや情報を電子メールで送信する場合がある。この場合、当社が送付したメールやファイルが消費する会員のディスク容量はユーザーの負担とする。

第18条（禁止行為）

1、会員は、本サービスの利用にあたり、次の各号に掲げる行為を行わないものとする。

- 1) 法令に違反する行為、そのおそれのある行為、又はそれに類似する行為
- 2) 当社又は第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- 3) 本サービスの提供を妨害する行為、又はそのおそれのある行為

2、会員が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとき当社で判断した場合、当社は、第7条（サービスの停止）に定める措置を行うほか、会員の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社が会員の違反行為により被る損害費用等を会員に請求する。

第19条（機密保持）

1、会員及び当社は、本サービスの遂行上知り得たお互いの販売上、技術上又は業務上の秘密を相手方の承諾なしに利用し、又は第三者に漏えいしてはならないものとする。

2、会員及び当社は、本サービスの遂行上知り得たお互いの販売上、技術上又は業務上の秘密が

次の各号のいずれかに該当する場合は前項の機密保持義務を負わないものとする。

- 1) 知り得た時に既に公知となっていた情報
- 2) 会員又は当社の責によらない事由により、本契約締結後に公知となった情報
- 3) 知り得た後に第三者から機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- 4) 機密保持の対象から除外する旨の書面による相手方の事前承諾を得た情報
- 5) 法令に基づき開示が強制された情報

第20条（個人情報の保護）

1、当社は、会員に係る情報（申し込み時又はサービス提供中に当社が会員に関して取得する氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等のすべての個人情報）を次の各号に定める目的の遂行に必要な範囲においてのみ利用することとする。

- 1) 会員からの問い合わせへの対応、本サービスの利用に関する手続きの案内又は、情報の提供などの会員に対する取扱業務
 - 2) 課金計算及び料金請求に係る業務
 - 3) 市場調査及び分析
 - 4) 当社又は他社の商品、サービスならびにキャンペーンの案内等
 - 5) 本サービスの提供についての工事、保守又は障害対応等の取り扱い業務
- 2、会員は、前項の定めるところにより当社が会員の個人情報を取り扱うことに同意するものとする。

第21条（損害賠償）

当社は、本サービスの提供に関し、当社の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、会員に対して通常支払う月額利用料金の1ヶ月分相当を上限として損害の賠償を行う。

第22条（免責）

1、当社が会員に対して負う責任は、第21条(損害賠償)の範囲に限られるものとし、当社は、次の各号に掲げる事由により会員等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとする。

- 1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- 2) 会員の設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等会員の接続環境の障害
- 3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する障害
- 4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入
- 5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、又は、通信経路を使用した場合
- 6) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）及

びデータに起因して発生した損害

7) 本サービス用設備のうち、ハードウェアに起因して発生した損害

8) その他当社の責に帰すことのできない事由

2、当社は、ユーザー等が本サービスを利用することにより会員と第三者との間で生じた紛争について一切責任を負わないものとする。

第23条（準拠法）

本契約の解釈、適用、履行については、特段の定めがない限り、日本法を適用する。

第24条（協議事項）

この約款に定めのない事項又は利用契約の履行に疑義が生じた場合は、会員と当社の双方で協議の上、円満に解決を図るものとする。

第25条（合意管轄裁判所）

会員及び当社は、第24条に定める方法によって解決し得なかった紛争を法的に解決するにあたっては、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意するものとする。

第26条（苦情受付及びサービス品質に関する意見窓口の設置）

当社は会員からの苦情や、本サービスの品質に関する問い合わせを受け付けるために、当社指定のWebフォームを設置する。

第27条（再委託）

当社は、会員に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができる。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第20条（個人情報の保護）のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとする。

制定日 2024年8月1日